

徳島市中央卸売市場取扱要領における規定理由(灰色部分については改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項である)

要領の規定内容(項目)	規定理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例第40条第1項ただし書きの規定による通常の卸売開始の時刻以前の卸売について必要な事項を要領として定めたもの。規定するにあたり取引参加者のからの意見を十分に聞き、調整をし規定した。せり売り又は入札の方法により販売予定の物品を販売開始時刻以前に売買取引を行う場合の価格の基準、引渡し時間等、市場取引の秩序維持に努め公正な取引が行われるよう運用していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売原票取扱要領 	<p>販売原票は、卸売市場における取引の原資記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、卸売の相手方に対する販売代金の請求書の作成等の基礎となる重要な帳票であることから必要な事項を要領として定めた。これに基づき、今後の卸売業者による販売原票の作成が液性に行われているか確認し、指導・監督を行っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷奨励金交付取扱要領 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第69条第1項の規定により、卸売業者が当市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付する場合の必要事項を定めた。奨励金の交付率等については関係者と協議したうえで変更していないが、事務簡素化を図るため承認制から届出制へと変更した。また、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがある場合等については、必要な指示等を行っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 完納奨励金交付取扱要領 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第69条第2項の規定により、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付する場合の必要事項を定めた。奨励金の交付率等については、関係者と協議したうえで規定したが、事務簡素化を図るため承認制から届出制へと変更した。また、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがある場合等については、必要な指示等を行っていく。</p>

徳島市中央卸売市場取扱要領における規定理由(灰色部分については改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項である)

要領の規定内容(項目)	規定理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故処理要領 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第70条の規定により、買受人から卸売業者に対して、卸売代金の変更の申し出があった場合における処理の基準並びに卸売業者と買受人との間に生じた事故基準について定めた。関係者と協議したうえで従来通りの内容で規定した。また、当市場における適正価格の形成、公正・公平な取引を図るため適切な運用に努めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ せり人取扱要領 	<p>せり人の取扱につきましては、登録制から届出制へと変更した。基準についても関係者と協議のうえ経験年数等について緩和した。これまで登録試験や更新制度がありましたが、せり人の適正並びに人材育成については、雇用主である卸売業者が行い、円滑な市場取引ができるようにし、せり人は出荷者並びに仲卸業者及び売買参加者等の利害に影響を与える重要な役割を持っていることから今後も指導・監督に努めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買参加者承認取扱要領 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例第30条の規定により、売買参加者の承認について必要な事項を定めた。関係者と協議のうえ、承認基準については売買参加者数が減少傾向であるため、承認基準の緩和を行い承認件数の増加を図りたいと考えている。また、承認の更新制度を廃止し、事務簡素化を図った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ せり参加人承認取扱要領 	<p>仲卸業者及び売買参加者のせり参加人の承認について必要な事項を定めた。関係者と協議のうえ承認基準については、経験年数・1社あたりの承認限度数の緩和を行った。また、承認の更新制度を廃止し、事務簡素化を図った。</p>

徳島市中央卸売市場取扱要領における規定理由(灰色部分については改正卸売市場法に掲げる遵守事項以外の遵守事項である)

要領の規定内容(項目)	規定理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 試食取扱要領 	<p>試食の取扱について必要な事項を定めた。試食を行う市場取引を行う際の注意事項等について、関係者と協議のうえ、従来通りの規定とした。取引参加者が当市場において公正な取引が行えるよう運用していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売できる割合について 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例第41条第1項に規定する卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売できる割合について定めた。当市場で一定の流通量を確保するため割合については、過去の取扱実績及び関係各社の今後の営業方針等を考慮し、また当市場の取引参加者と協議を重ねたうえで決定した。今後も公正な市場取引が確保できるよう臨機応変に対応していきたいと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者以外の者から買い入れて販売できる割合について 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例第47条第2項に規定する仲卸業者が当市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売できる割合について定めた。当市場内で一定の流通量を確保するため割合については、過去の取扱実績及び関係各社の今後の営業方針等を考慮し、また当市場の取引参加者と協議を重ねたうえで決定した。今後も公正な市場取引が確保できるよう臨機応変に対応していきたいと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ せり売り若しくは入札の方法により売買取引を行う物品及び割合等について 	<p>徳島市中央卸売市場業務条例第37条第2項に規定するせり売り若しくは入札の方法により、売買取引を行う物品及び割合等について定めた。当市場におけるこれまでの取引実績を踏まえ市場内の取引参加者と協議し決定した。出荷者が当市場に安心して出荷でき、適正な価格で取引されるよう努めていく。</p>